

福知山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成28年10月7日

福知山市監査委員 芦田芳樹

福知山市監査委員 大谷洋介

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

平成27年度

3 監査の実施期間

平成28年5月30日から平成28年6月7日まで

4 監査対象課等

上下水道部 総務課、お客様サービス課、水道課、下水道課

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院 管理課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

上下水道部 お客様サービス課（監査日 5月30日から6月1日）

1 契約について

見積書の徴取による物品の購入において、提出された委任状に代理人の印が遺漏しているものを、有効な委任状として取扱っているものがあつた。

市民病院事務部 総務課（監査日 6月2日から7日）

1 文書取扱について

契約書及び契約の締結にかかる決裁文書などにおいて、消せるボールペンが使用されている箇所があつた。また、契約書の訂正が必要となつた箇所に対して、砂消しゴムを使用し訂正しているものがあつた。

2 補助金等について

業務委託の契約書において、契約相手方の代表者の氏名が契約締結日における代表者と相違しているものがあつた。